

使用開始日
2026年7月10日

Oneマネーファンド

追加型投信／国内／債券



※販売会社により取扱いが異なる場合があります。

| 商品分類 | | | 属性区分 | | |
|---------|--------|-------------------|-----------------|------|--------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 |
| 追加型 | 国内 | 債券 | 債券 一般 (高格付債) | 年4回 | 日本 |

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

この目論見書により行う「Oneマネーファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2026年6月24日に関東財務局長に提出しており、2026年7月10日にその効力が生じております。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円(2026年3月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:21兆9,674億円
(2026年3月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】
0120-104-694
(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】
<https://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

安定した収益の確保を図ることを目的として、運用を行います。

ファンドの特色

1 投資元本の保全や日次流動性の確保を考慮しつつ、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

- 主として、わが国の短期国債等やコマーシャル・ペーパーに投資(現先取引を含みます。)を行います。
- 債券貸借取引*を行う場合があります。

*債券貸借取引とは、国債などの債券を一定期間、貸し借りする取引をいいます。当ファンドでは、債券を借入れ、担保として現金を貸し手に差し入れる取引を行う場合があります。これに伴い、当ファンドは債券の借入れに対する品貸料を支払う一方、差し入れた現金に対する利息を受け取ります。この利息から品貸料を差し引いた額が当ファンドの損益となります。

※市場環境によっては、投資有価証券はマイナス利回りとなることがあります。

2 信用度が高く、残存期間の短い債券およびコマーシャル・ペーパーに投資を行います。

- 投資するわが国の国債および政府保証付債券以外の有価証券の格付けについては、取得時において、2社以上の信用格付業者等から第二位(AA格相当(AA-も含みます。))以上の長期信用格付けまたは最上位(A-1格相当)の短期信用格付けを受けているものもしくは信用格付業者等からの信用格付けのない場合には委託会社が当該信用格付けと同等の信用度を有すると判断したものとします。
- 投資対象とする有価証券の残存年数は、取得時において1年以内とします。

【投資対象とする有価証券の信用格付け】



*信用格付業者等からの信用格付けのない場合には委託会社が当該信用格付けと同等の信用度を有すると判断したものを投資対象とします。

※上記の格付記号は、一般的な格付けを示しており、信用格付業者により異なる記号を使用している場合があります。格付けの符号等について一部省略して表示しています。



ファンドの目的・特色

3 当ファンドの課税上の取り扱いは株式投資信託です。

- 原則として株式には投資を行いません。株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使、株主割当または社債権者割当により取得したものに限り行えるものとし、その投資割合は信託財産の純資産総額の10%未満とします。

(注)当ファンドは、短期公社債等を中心に投資を行いますので、金利変動その他の要因により、ファンドの基準価額は変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、投資元本を割り込むことがあります。詳しくは、後掲「投資リスク」をご覧ください。

4 年4回決算を行います。

- 毎年1月、4月、7月および10月の各10日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行います。
- 原則として、基準価額が10,000円を超える場合には、10,000円を超える部分の全てを分配することをめざし、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※初回決算日は2026年10月13日です。

5 ご購入時およびご換金時に手数料がかからないファンドです。

- ご購入時に購入時手数料がかからないノーロードタイプです。
- ご換金時に換金手数料がかからず、信託財産留保額もありません。



ファンドの目的・特色

運用プロセス

金融・財政政策等の分析、公社債およびコマーシャル・ペーパー市場の分析を行います。

資金動向や市況動向等を勘案し、債券種別・取引種別ごとに投資割合を決定します。

金利水準や信用リスクを勘案し、投資する銘柄を選定します。

流動性や取引コスト等を勘案して、投資を行います。

ポートフォリオ

1. 当ファンドにおける運用は、元本動向、公社債およびコマーシャル・ペーパー市場の分析、個別企業の信用リスク分析などを基に行います。
2. 各種の分析を元に、有価証券の組入比率や種別構成、ポートフォリオの残存日数や残存期間別の構成をそれぞれ決定します。また、信用リスクの低減を図るため、銘柄分散にも留意します。
3. 以上のプロセスにより、当ファンドに組み入れる銘柄を決定し、ポートフォリオを構築します。個別銘柄の選択にあたっては、割高・割安の分析に加え、信用リスク・流動性リスクを十分に勘案します。

※運用プロセスは、有価証券届出書提出日(2026年6月24日)時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

■ 主な投資制限

- 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使、株主割当または社債権者割当により取得したものに限り行えるものとし、その投資割合は信託財産の純資産総額の10%未満とします。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 1発行体等当たりの株式等、債券等およびデリバティブ等の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

■ 分配方針

年4回の決算時(毎年1月、4月、7月、10月の各10日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※初回決算日は2026年10月13日です。

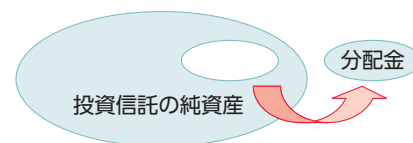


ファンドの目的・特色

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



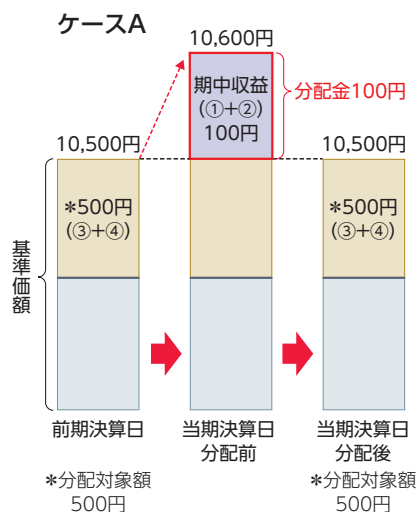
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

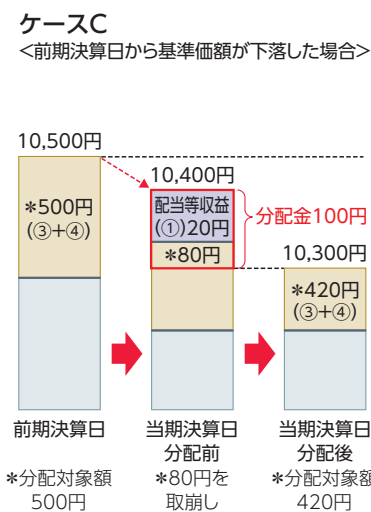
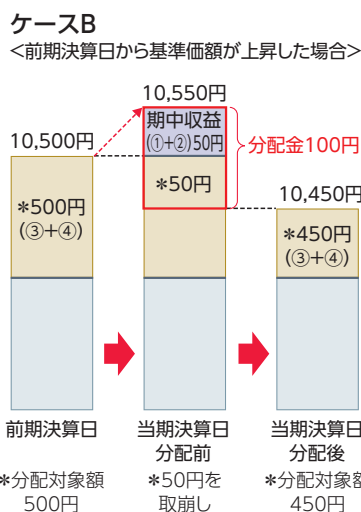
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円

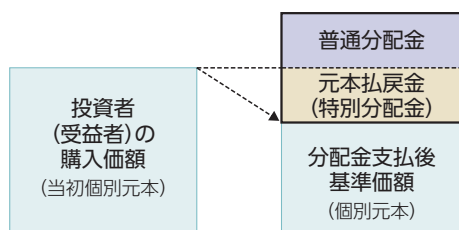
ケースB : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

ケースC : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご留意ください。

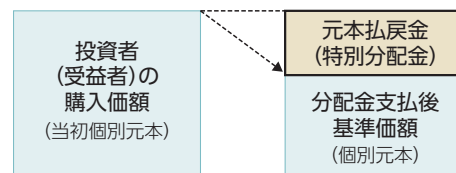
◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 : 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

金利変動 リスク

金利の上昇(公社債の価格の下落)は、基準価額の下落要因となります。

金利の変動は、公社債等の価格に影響をおよぼします。金利の上昇は、一般に公社債の価格を下落させ、基準価額が下落する要因となります。

信用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、債券の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 主にファンドの資産規模が小さい場合やファンドの資産規模に対して相対的に大きな追加設定・一部解約が発生した場合等には、受取利息や費用の計上タイミングなど基準価額算出時における計理処理等による影響が、投資の損益とは別の基準価額の変動要因となる可能性があります。このような要因により、当ファンドの基準価額が下落したり、投資元本を下回る場合があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、同部署がファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



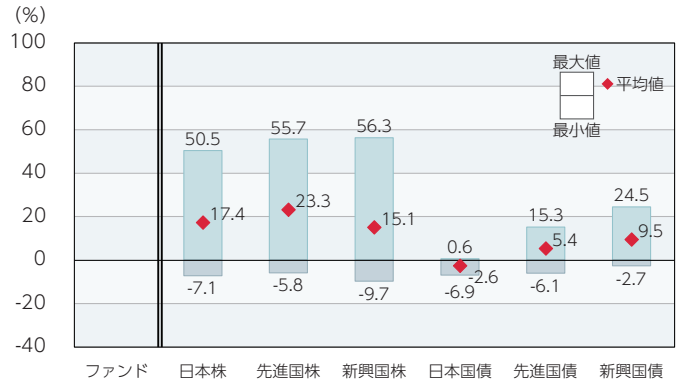
投資リスク

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド:有価証券届出書提出日現在、運用実績はありません。
代表的な資産クラス:2021年4月~2026年3月

*有価証券届出書提出日現在、分配金再投資基準価額およびファンドの年間騰落率は
ありません。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファン
ドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的
に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

| | | |
|------|--|---|
| 日本株 | 東証株価指数(TOPIX) (配当込み) | 「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース) | 「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) | 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI国債 | 「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) | 「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。 |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース) | 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



運用実績

有価証券届出書提出日現在、当ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移(税引前)

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドにはベンチマークはありません。



手続・手数料等

お申込みメモ

| | |
|--------------------|--|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位(当初元本1口=1円) |
| 購入価額 | 購入申込受付日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。) |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の基準価額 |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して3営業日目からお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 購入の申込期間 | 2026年7月10日から2027年10月12日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。 |
| 信託期間 | 無期限(2026年7月10日設定) |
| 繰上償還 | わが国の政策金利が0%以下となった場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。 当ファンドが次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 <ul style="list-style-type: none">・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合・純資産総額が30億円を下回ることとなった場合・やむを得ない事情が発生した場合 |
| 決算日 | 毎年1月、4月、7月、10月の各10日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日:2026年10月13日 |
| 収益分配 | 年4回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。 |
| 信託金の限度額 | 1兆円 |
| 公 告 | 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。 |
| 運用報告書 | 1月、7月のファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。 |
| 課 税 関 係 | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 |



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|--------|
| 購入時手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用 (信託報酬) | <p>当ファンドの運用管理費用(信託報酬)は実績報酬型です。 基準価額の計算日(以下「当該計算日」といいます。)における仮基準価額(収益分配金控除前、信託報酬相当額控除後の仮に計算した基準価額をいいます。)が前営業日の基準価額以上となる場合にのみ、下記の計算方法で算出した額を信託報酬として収受します。 信託報酬は、ファンドの日々の純資産総額に対して下記で計算される年当たりの率(以下「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とします。 $\text{信託報酬} = \text{運用期間中の基準価額} \times \text{信託報酬率}$ ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <p><信託報酬率> 原則として次のように計算される率とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{信託報酬率(年率・税込み)}^{*1} = \text{年換算収益率}^{*2}(\%) \times 22\% + 0.0165\%$ </div> <p>*1 当該計算日における年換算収益率が年率0.05%以下の場合には、信託報酬率は年率0.0165%(税抜0.015%)とします。 また、信託報酬率の上限は年率1.3365%(税抜1.215%)とします。 なお、設定日から2026年10月13日までの信託報酬率は年率0.0165%(税抜0.015%)とします。</p> <p>*2 当該計算日の前営業日までの3ヵ月間の基準価額(当該期間中の収益分配金を含みます。)の年換算収益率とします。この場合における3ヵ月間とは、当該計算日の前営業日における3ヵ月前の応当日から当該計算日の前営業日までの期間をいい、3ヵ月前の応当日が休日の場合または3ヵ月前の応当日がない場合にはその前営業日とします。</p> <p><信託報酬率の配分> (括弧内は税抜)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年換算収益率</th> <th>0.05%以下</th> <th>0.05%超かつ6%未満</th> <th>6%以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信託報酬率(年率)</td> <td>0.0165% (0.0150%)</td> <td>年換算収益率(%)×22%+0.0165% (年換算収益率(%)×20%+0.0150%)</td> <td>1.3365% (1.2150%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>委託会社</td> <td rowspan="2">委託会社と販売会社の配分は、信託報酬率から受託会社の報酬率を控除した率の1:1とします。</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.0165%(0.015%)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>※監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、上記の委託会社の報酬から支払います。</p> | | | 年換算収益率 | 0.05%以下 | 0.05%超かつ6%未満 | 6%以上 | 信託報酬率(年率) | 0.0165% (0.0150%) | 年換算収益率(%)×22%+0.0165% (年換算収益率(%)×20%+0.0150%) | 1.3365% (1.2150%) | 委託会社 | 委託会社と販売会社の配分は、信託報酬率から受託会社の報酬率を控除した率の1:1とします。 | 販売会社 | 受託会社 | 0.0165%(0.015%) | 支払先 | 主な役務 | 委託会社 | 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価 | 販売会社 | 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 | 受託会社 | 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価 |
|------------------|--|--|--|----------------------|---------|--------------|------|-----------|----------------------|--|----------------------|------|--|------|------|-----------------|-----|------|------|----------------------------------|------|---|------|-------------------------------|
| | 年換算収益率 | 0.05%以下 | 0.05%超かつ6%未満 | 6%以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 信託報酬率(年率) | 0.0165% (0.0150%) | 年換算収益率(%)×22%+0.0165% (年換算収益率(%)×20%+0.0150%) | 1.3365% (1.2150%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 委託会社 | 委託会社と販売会社の配分は、信託報酬率から受託会社の報酬率を控除した率の1:1とします。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 販売会社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 受託会社 | 0.0165%(0.015%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 支払先 | 主な役務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 委託会社 | 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 販売会社 | 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 受託会社 | 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |



手続・手数料等

| | |
|-------------------|---|
| その他の費用・手数料 | <p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 等 <p>その他の費用等は、その都度ファンドから支払われます。</p> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p> |
|-------------------|---|

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|---------------|-----------|---|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金（解約）時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315% |

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2026年3月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

--- (参考情報) ファンドの総経費率 ---

ファンドは運用を開始していないため、開示できる情報はありません。(有価証券届出書提出日現在)